

県南広域振興局長告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年6月23日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花巻北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市高木第21地割156番1地先から163番3地先まで	新	m 31.7～21.7	m 24.2
	旧	25.6～21.7	24.2
花巻市東十二丁目第15地割200番1地先から第20地割3番3地先まで	新	43.6～24.8	26.7
	旧	41.3～22.2	26.7
花巻市東十二丁目第24地割61番2地先から114番地先まで	新	36.0～19.1	14.6
	旧	28.7～19.1	14.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- (2) 期間 平成29年6月23日から同年7月24日まで